

令和 7 年度（2025 年度）  
豊中市立学校体育施設（運動場・体育館）開放事業団体管理指導員 要領

1 団体管理指導員とは

使用日当日における団体の責任者であり下記の職務を確実に遂行できる人のことです。

2 職務の内容

- (1) 開放校の体育施設の使用承認に係る確認に関すること。
- (2) 承認条件の徹底に関すること。
- (3) 開放校の管理運営上支障が生じた場合の使用中止に関すること。
- (4) 開放校の体育施設の維持保存等に関すること。
- (5) 使用者の安全確保等に関すること。
- (6) 使用後の体育施設の点検等に関すること。
- (7) 体育施設開放日誌等の作成及び提出に関すること。
- (8) その他管理責任者の必要と認める事項に関すること。

3 その他

使用開始時間から使用終了時間までの間、団体管理指導員は当該使用施設に常駐していること。

団体管理指導員に報酬はありません。